

## 平成29年度 住民基本台帳の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

(平成29年4月1日～平成30年3月31日分)

閲覧者申請者	閲覧事由概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	「平成29年度消費者意識基本調査」対象者抽出のため。	平成29年10月10日	大字長崎で15歳以上の日本国籍を有する男女個人25名
一般財団法人 中央調査社 会長 大室 真生	日本人の文化や国際化に対する意識等の変化を総合的に研究するとともに、国際比較した学術調査。	平成29年10月12日	あおば、いずみ地区の20歳以上89歳以下の日本人男女16名

※閲覧にきたものすべてを公表する。